

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年4月4日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第23号

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年飯塚市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																					
<p>(研修旅費)</p> <p>第12条 条例第23条第4号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修期間中における日当及び宿泊料については、条例で規定する日当及び宿泊料に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修期間</th> <th>旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊2日</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日</td> <td>5,510円</td> </tr> <tr> <td>3泊4日</td> <td>7,880円</td> </tr> <tr> <td>4泊5日</td> <td>10,250円</td> </tr> </tbody> </table>		研修期間	旅費	1泊2日	3,140円	2泊3日	5,510円	3泊4日	7,880円	4泊5日	10,250円	<p>(研修旅費)</p> <p>第12条 条例第23条第4号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修期間中における日当及び宿泊料については、条例で規定する日当及び宿泊料に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修期間</th> <th>旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊2日</td> <td>3,040円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日</td> <td>5,360円</td> </tr> <tr> <td>3泊4日</td> <td>7,680円</td> </tr> <tr> <td>4泊5日</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		研修期間	旅費	1泊2日	3,040円	2泊3日	5,360円	3泊4日	7,680円	4泊5日	10,000円
研修期間	旅費																						
1泊2日	3,140円																						
2泊3日	5,510円																						
3泊4日	7,880円																						
4泊5日	10,250円																						
研修期間	旅費																						
1泊2日	3,040円																						
2泊3日	5,360円																						
3泊4日	7,680円																						
4泊5日	10,000円																						

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の飯塚市職員等旅費条例施行規則第12条第2号の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。